

大阪府営門真住宅建替え検討会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府営門真住宅の建替え時における諸問題を整理し、課題を検討するため、大阪府営門真住宅建替え検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見の交換及び関係者相互の連絡調整を行う。

- (1) 大阪府営門真住宅の建替えに対する行政課題の検討
- (2) 大阪府営門真住宅の基本計画及び基本設計の内容検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか、大阪府営門真住宅の建替えにおいて影響を及ぼすもの

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は企画課長の職にある者とし、副会長は都市政策課長の職にあるものとする。
- 3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

行財政改革推進課長、財務課長、危機管理課長、地域振興課長、健康福祉総務課長、知的障害児通園施設さつき園長、肢体不自由児通園施設くすのき園長、保育課長、高齢福祉課長、環境対策課長、環境センター業務課長、浄化センター長、都市政策課長、地域整備課長、建築指導課長、道路課長、下水道管理課長、下水道整備課長、水道局工務課長、水道局お客さまセンター長、教育委員会事務局教育総務課長、教育委員会事務局学校教育課長

- 4 会長は、検討会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に会議への出席を求めることができる。

(職務)

第4条 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、総合政策部企画課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月22日から施行する。